

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

12 自己資本比率

(2) 繰延税金資産の貸借対照表計上額

現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果として繰延税金資産を貸借対照表に計上することが認められております。貸借対照表に計上された繰延税金資産について、将来の課税所得見積額及び無税化スケジュール等の変更により繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると判断した場合、又は法人税率の引き下げ等の税制改正がなされた場合には、当社グループの貸借対照表に計上する繰延税金資産の額を減額する可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼし、自己資本比率が低下する可能性があります。

19 財務報告に係る内部統制に関するリスク

金融商品取引法及び関連する法令に基づいて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を記載した内部統制報告書の提出及びこれについて公認会計士等による監査を受けることを義務づけられております。また、当社は、平成22年11月1日のニューヨーク証券取引所上場に対応し、平成24年3月期より米国サーベンス・オクスリー法に準拠した財務報告に係る内部統制の評価が義務づけられるため、その準備を行っております。

当社は、会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備しております。しかしながら、予期しない問題が発生した場合等、財務報告に係る内部統制に想定外の重要な欠陥が発生し、期末日までには正されない場合には、内部統制報告書にその旨を記載する必要があります。この場合、当社の財務報告に対するお客さま及び投資者等からの信頼を損なう可能性があるほか、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

25 各種の規制及び法制度等

(1) コンプライアンス体制等

当社グループは業務を行うにあたり、会社法、銀行法、独占禁止法、金融商品取引法、貸金業法及び金融商品取引所が定める関係規則等の各種の規制及び法制度等の適用を受けております。また、海外においては、それぞれの国や地域の規制及び法制度の適用並びに金融当局の監督を受けております。加えて、各国当局は、マネー・ローンダリング防止に関連し、国際社会の要請に基づいた、各種政策を強化しており、当社グループは、海外で業務を行うにあたり、これらの各国規制当局による各種規制の適用を受けております。さらに、当社は、ニューヨーク証券取引所に上場しており、米国証券取引所上場会社として米国サーベンス・オクスリー法や米国証券法等の各種規制の適用を受けてお

ります。

当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、グループ各社の役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う体制を整備するとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかし、役職員等が法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員等による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、また、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及びマーケット等からの信頼失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) テロ支援国家との取引に係るリスク

米国法は、米国国務省がテロ支援国家と指定している国（イラン、キューバ、スーダン、シリア。以下「指定国」）と、米国人（米国内の企業を含む）が事業を行うことを、一般的に禁止又は制限しており、当社グループは係る米国関連法規制を遵守する態勢を整備しております。また、米国関連法規制に抵触する懸念がある取引については、全て自主的に、米国財務省外国資産管理室（OFAC）に開示しており、当局からの調査要請があった場合には、協力する態勢を整備しております。自主的に開示した取引には、OFACと和解済の取引もあれば、OFACから見解が示されていない取引もありますが、OFACより罰金を課された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、その取引規模や係る取引を意図を持って行っていない点を勘案すると、影響は軽微であると考えております。なお、当社グループは、米国関連法規制に抵触する懸念のある取引の発生防止に努めるべく、OFACの定める法令遵守態勢整備に、尽力しております。

一方で、当社の銀行子会社である株式会社三井住友銀行のイラン駐在員事務所などを含めた米国国外の拠点においては、指定国との取引に関する各国関連法規を遵守した上で、イランの金融機関の円建てコルレス口座の保有や、銀行間取引を行っておりますが、関連する取引の規模は限定的であります。

なお、日本政府は、平成22年9月3日付で、イランに対する国連安保理決議の履行に付随する措置として、特定のイラン金融機関の資産凍結を含む制裁措置を決定しております。当社グループはこの措置を踏まえ、該当するイランの金融機関に対して資産凍結等によるコルレス関係の停止措置を行っております。従って、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がありますが、停止措置の対象となる取引の規模は限定的であります。

また、米国政府により、平成22年7月1日付で、イラン制裁を強化する法律（Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act of 2010）が施行されるなど、イラン等のテロ支援国家と事業を実施する者との間で取引や投資を行うことへの規制が今後も強化されていく可能性があります。その場合、イランを含む指定国との取引を有する当社グループにおいては、顧客や投資家の獲得あるいは維持に支障を来す可能性、法令違反が認定された場合には当局から厳しい行政処分を受ける可能性、又は指定国との取引が存在することにより当社グループの風評が悪化する可能性があります。それらにより、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 各種の規制及び法制度等の変更

当社グループが国内外において業務を行う際には、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の適用を受けております。これら法令等及びその解釈は常に変更される可能性があり、その内容によっては当社グループの業務運営に影響を及ぼす可能性があります。例えば、バーゼル銀行監督委員会は平成21年12月に「銀行セクターの強靱性の強化」及び「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」と題する二つの文書を公表、銀行セクターの強靱性を高めるという目標に向け、国際的な資本及び流動性規制を強化する一連の提案を市中協議に付しました。その後、新たな自己資本比率規制及び流動性規制の枠組み、水準並びに移行措置の概要について合意がなされておりますが、これらの詳細につきましては、平成22年12月を目途に公表される予定となっております。こうした自己資本比率規制等の強化の動向を踏まえ、当社グループでは、強靱な資本基盤の構築に取り組んでおりますが、これらの施策が、今後決定される新たな規制に対して、企図するとおりの十分な成果を発揮しない可能性があります。また、金融政策及び会計基準等の変更がなされた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって変化する可能性がありますので、ご注意ください。

1 業績の状況

(1) 経済金融環境

当中間連結会計期間を顧みますと、アジア地域の内需拡大に伴う成長を背景に、世界経済は緩やかに回復しました。わが国でも、輸出や生産の増加ペースが鈍化したものの、緩やかな景気回復が続きました。一方で、米国や中国において成長減速の兆しがみられ、世界経済の下振れリスクが意識されました。

金融資本市場に目を転じますと、欧州では、ギリシャの財政危機に端を発した信用不安が広がり、投資家のリスク回避姿勢が強まりました。米国では、7月以降、景気の弱さを示す経済指標の公表が相次ぎ、期末にかけて追加金融緩和期待が高まりました。こうしたなかで、円の対ドル相場が9月に一時82円台まで上昇し、日本では、内外の景気減速懸念の強まりを背景に、長期金利が一時0.9%台を割り込むとともに、株価も下落基調で推移しました。

わが国の金融界におきましては、6月に出資法の上限金利引き下げや総量規制の導入等を柱とする改正貸金業法が完全施行されました。また、G20サミットやバーゼル銀行監督委員会等において、金融規制の見直しの議論が進展し、9月には国際的に活動する銀行を対象とした自己資本規制の強化や適用時期等について合意されました。

(2) 経営成績の分析

当中間連結会計期間の連結粗利益は、1兆3,167億円と前年同期比2,507億円の増益となりました。これは、三井住友銀行において、金利動向を的確に捉えたオペレーションの実施により国債等債券損益が増益となったこと等を主因に業務粗利益が前年同期比1,192億円増加したことや、昨年10月から新たに連結子会社となりました日興コーディアル証券株式会社の収益が寄与したこと等が要因であります。

また、営業経費につきましては、三井住友銀行単体では前年同期並みの3,453億円となりましたが、連結ベースでは日興コーディアル証券株式会社等の連結子会社の増加による影響から前年同期比1,226億円増加の6,556億円となりました。

一方、与信関係費用は、三井住友銀行において、引続き取引先の経営改善等に向けたきめ細かい対応の強化に取り組んできた成果等により前年同期比1,135億円減少したことなどから、連結ベースでは前年同期比1,626億円減少の1,057億円となりました。

以上の結果、経常利益は5,406億円と前年同期比3,183億円の増益、特別損益や法人税等調整額等を勘案した中間純利益は4,174億円と前年同期比2,939億円の増益となりました。

次に、第2四半期連結会計期間の経常利益及び四半期純利益は、それぞれ2,674億円、2,056億円となりました。

主な項目の分析は、以下のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間につきましては、監査法人のレビューを受けております。また、第2四半期連結会計期間につきましては、監査を受けておりません。

(単位:億円)

	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	前中間連結 会計期間比
連結粗利益	10,660	13,167	6,182	6,985	2,507
資金運用収支	6,831	6,605	3,093	3,512	△226
信託報酬	5	10	5	4	5
役務取引等収支	2,595	3,585	1,664	1,920	989
特定取引収支	1,405	1,886	963	923	480
その他業務収支	△177	1,079	455	624	1,257
営業経費	△5,330	△6,556	△3,142	△3,413	△1,226
不良債権処理額 ①	△2,689	△1,070	△325	△745	1,618
貸出金償却	△1,183	△605	△135	△470	577
個別貸倒引当金繰入額	△1,429	△398	△31	△366	1,031
一般貸倒引当金繰入額	302	△25	△129	103	△327
その他	△379	△41	△28	△12	337
株式等損益	△89	△225	2	△227	△136
持分法による投資損益	△200	16	15	0	216
その他	△128	75	△0	75	203
経常利益	2,222	5,406	2,732	2,674	3,183
特別損益	78	75	70	4	△2
うち減損損失	△17	△14	△11	△2	3
うち償却債権取立益 ②	5	13	7	5	7
税金等調整前中間(四半期)純利益	2,300	5,481	2,802	2,678	3,181
法人税、住民税及び事業税	△649	△465	△138	△326	184
法人税等調整額	147	△273	△249	△23	△420
少数株主利益	△563	△568	△295	△272	△5
中間(四半期)純利益	1,235	4,174	2,118	2,056	2,939

(注) 1. 金額が損失又は減益には△を付しております。

2. 連結粗利益＝(資金運用収益－資金調達費用)＋信託報酬＋(役務取引等収益－役務取引等費用)
 ＋(特定取引収益－特定取引費用)＋(その他業務収益－その他業務費用)

与信関係費用 (=①＋②)	△2,684	△1,057	△317	△740	1,626
------------------	--------	--------	------	------	-------

① 事業の種類別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比50億円の増益となる3,512億円、信託報酬は同1億円の増益となる4億円、役務取引等収支は同562億円の増益となる1,920億円、特定取引収支は同147億円の減益となる923億円、その他業務収支は同1,220億円の増益となる624億円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比72億円の増益となる2,999億円、信託報酬は同1億円の増益となる4億円、役務取引等収支は同42億円の増益となる917億円、特定取引収支は同198億円の減益となる679億円、その他業務収支は同1,124億円の増益となる487億円となりました。

証券業セグメントの資金運用収支は△6億円、役務取引等収支は379億円、特定取引収支は246億円、その他業務収支は0億円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比7億円の増益となる153億円、信託報酬は同0億円の減益となる0億円、役務取引等収支は同0億円の増益となる3億円、その他業務収支は同8億円の減益となる99億円となりました。

クレジットカード業セグメントの資金運用収支は150億円、役務取引等収支は605億円、その他業務収支は88億円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は225億円、役務取引等収支は72億円、特定取引収支は△2億円、その他業務収支は220億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	リース業	クレジット カード業	その他 事業	消去又は 全社(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前第2四半期 連結会計期間	292,650	—	14,515	—	39,592	△524	346,232
	当第2四半期 連結会計期間	299,906	△655	15,307	15,024	22,588	△931	351,240
うち資金運用収益	前第2四半期 連結会計期間	388,294	—	19,639	—	47,927	△30,286	425,574
	当第2四半期 連結会計期間	378,408	2,355	19,457	19,990	28,691	△25,182	423,721
うち資金調達費用	前第2四半期 連結会計期間	95,644	—	5,123	—	8,334	△29,761	79,341
	当第2四半期 連結会計期間	78,502	3,011	4,149	4,966	6,102	△24,251	72,480
信託報酬	前第2四半期 連結会計期間	274	—	15	—	—	—	289
	当第2四半期 連結会計期間	467	—	12	—	—	—	480
役務取引等収支	前第2四半期 連結会計期間	87,487	—	305	—	52,463	△4,422	135,832
	当第2四半期 連結会計期間	91,711	37,957	371	60,593	7,252	△5,830	192,055
うち役務取引等 収益	前第2四半期 連結会計期間	118,525	—	305	—	57,388	△8,895	167,323
	当第2四半期 連結会計期間	127,718	37,958	371	60,593	11,733	△10,360	228,015
うち役務取引等 費用	前第2四半期 連結会計期間	31,038	—	—	—	4,925	△4,472	31,491
	当第2四半期 連結会計期間	36,007	1	—	—	4,481	△4,530	35,960
特定取引収支	前第2四半期 連結会計期間	87,797	—	—	—	19,293	—	107,091
	当第2四半期 連結会計期間	67,995	24,606	—	—	△262	△29	92,309
うち特定取引収益	前第2四半期 連結会計期間	89,688	—	—	—	17,034	368	107,091
	当第2四半期 連結会計期間	70,599	24,606	—	—	6,175	△9,509	91,871
うち特定取引費用	前第2四半期 連結会計期間	1,890	—	—	—	△2,259	368	—
	当第2四半期 連結会計期間	2,604	—	—	—	6,437	△9,479	△438

種類	期別	銀行業	証券業	リース業	クレジット カード業	その他 事業	消去又は 全社(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
その他業務収支	前第2四半期 連結会計期間	△63,747	—	10,820	—	24,634	△31,317	△59,609
	当第2四半期 連結会計期間	48,750	2	9,967	8,880	22,018	△27,172	62,446
うちその他業務 収益	前第2四半期 連結会計期間	9,164	—	60,075	—	58,971	△30,997	97,213
	当第2四半期 連結会計期間	98,840	0	55,162	169,212	58,067	△27,648	353,636
うちその他業務 費用	前第2四半期 連結会計期間	72,912	—	49,255	—	34,336	319	156,823
	当第2四半期 連結会計期間	50,090	△2	45,195	160,332	36,049	△476	291,189

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

前第2四半期連結会計期間

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

当第2四半期連結会計期間

(1) 銀行業……………銀行業

(2) 証券業……………証券業

(3) リース業……………リース業

(4) クレジットカード業…………クレジットカード業

(5) その他事業……………投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結会計期間5百万円、当第2四半期連結会計期間4百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 セグメント間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

② 国内・海外別収支

当第２四半期連結会計期間の資金運用収支は前第２四半期連結会計期間比50億円の増益となる3,512億円、信託報酬は同１億円の増益となる４億円、役務取引等収支は同562億円の増益となる1,920億円、特定取引収支は同147億円の減益となる923億円、その他業務収支は同1,220億円の増益となる624億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第２四半期連結会計期間比135億円の増益となる2,933億円、信託報酬は同１億円の増益となる４億円、役務取引等収支は同415億円の増益となる1,734億円、特定取引収支は同60億円の減益となる917億円、その他業務収支は同1,029億円の増益となる439億円となりました。

海外の資金運用収支は前第２四半期連結会計期間比87億円の減益となる583億円、役務取引等収支は同151億円の増益となる189億円、特定取引収支は同87億円の減益となる５億円、その他業務収支は同191億円の増益となる184億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第２四半期連結会計期間	279,811	67,098	△676	346,232
	当第２四半期連結会計期間	293,366	58,302	△428	351,240
うち資金運用収益	前第２四半期連結会計期間	355,057	95,135	△24,618	425,574
	当第２四半期連結会計期間	358,120	88,113	△22,511	423,721
うち資金調達費用	前第２四半期連結会計期間	75,246	28,036	△23,942	79,341
	当第２四半期連結会計期間	64,753	29,810	△22,083	72,480
信託報酬	前第２四半期連結会計期間	289	—	—	289
	当第２四半期連結会計期間	480	—	—	480
役務取引等収支	前第２四半期連結会計期間	131,901	3,850	81	135,832
	当第２四半期連結会計期間	173,462	18,995	△402	192,055
うち役務取引等 収益	前第２四半期連結会計期間	162,337	5,416	△429	167,323
	当第２四半期連結会計期間	206,773	21,521	△279	228,015
うち役務取引等 費用	前第２四半期連結会計期間	30,436	1,565	△510	31,491
	当第２四半期連結会計期間	33,310	2,526	123	35,960
特定取引収支	前第２四半期連結会計期間	97,828	9,263	—	107,091
	当第２四半期連結会計期間	91,773	535	—	92,309
うち特定取引収益	前第２四半期連結会計期間	99,718	7,003	368	107,091
	当第２四半期連結会計期間	94,377	7,058	△9,564	91,871
うち特定取引費用	前第２四半期連結会計期間	1,890	△2,259	368	—
	当第２四半期連結会計期間	2,604	6,522	△9,564	△438
その他業務収支	前第２四半期連結会計期間	△58,955	△654	—	△59,609
	当第２四半期連結会計期間	43,989	18,487	△30	62,446
うちその他業務 収益	前第２四半期連結会計期間	84,429	12,784	—	97,213
	当第２四半期連結会計期間	327,912	25,833	△109	353,636
うちその他業務 費用	前第２四半期連結会計期間	143,384	13,438	—	156,823
	当第２四半期連結会計期間	283,922	7,346	△79	291,189

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前第２四半期連結会計期間５百万円、当第２四半期連結会計期間４百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(3) 財政状態の分析

① 貸出金

貸出金は、三井住友銀行単体の国内での増加を主因に、前連結会計年度末比8,316億円増加して63兆5,326億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
貸出金残高(末残)	627,010	635,326	8,316
うちリスク管理債権	15,295	15,700	405
うち住宅ローン(注)	166,205	166,158	△46

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

[ご参考] 国内・海外別及び事業の種類別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成22年3月31日現在				
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	53,234,568	5,040	784,217	54,023,825	100.00
製造業	6,687,241	—	7,664	6,694,906	12.39
農業、林業、漁業及び鉱業	153,185	—	288	153,473	0.28
建設業	1,093,166	—	2,316	1,095,482	2.03
運輸、情報通信、公益事業	3,260,485	1,512	9,223	3,271,221	6.05
卸売・小売業	4,469,636	2,609	25,452	4,497,698	8.33
金融・保険業	4,289,078	918	9,053	4,299,050	7.96
不動産業、物品賃貸業	8,111,809	—	98,308	8,210,117	15.20
各種サービス業	4,016,249	—	61,632	4,077,881	7.55
地方公共団体	1,117,092	—	—	1,117,092	2.07
その他	20,036,623	—	570,277	20,606,900	38.14
海外及び特別国際金融取引勘定分	8,540,949	24,730	111,527	8,677,208	100.00
政府等	43,100	—	—	43,100	0.50
金融機関	543,997	—	—	543,997	6.27
商工業	7,090,679	21,117	111,364	7,223,161	83.24
その他	863,172	3,613	162	866,948	9.99
合計	61,775,518	29,770	895,744	62,701,033	—

業種別	平成22年 9 月30日現在						
	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	リース業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	54,040,511	493	959	626,308	559,897	55,228,171	100.00
製造業	6,426,258	—	—	—	5,421	6,431,680	11.64
農業、林業、漁業及び鉱業	122,618	—	—	—	263	122,881	0.22
建設業	1,035,970	—	—	—	2,362	1,038,333	1.88
運輸、情報通信、公益事業	3,236,742	—	—	—	13,909	3,250,652	5.89
卸売・小売業	4,305,863	—	41	—	26,920	4,332,824	7.85
金融・保険業	3,955,211	—	918	596	14,917	3,971,643	7.19
不動産業、物品賃貸業	7,855,816	—	—	—	86,827	7,942,643	14.38
各種サービス業	3,901,686	—	—	370	59,919	3,961,976	7.17
地方公共団体	1,157,500	—	—	—	—	1,157,500	2.10
その他	22,042,843	493	—	625,342	349,355	23,018,035	41.68
海外及び特別国際金融取引勘定分	8,174,087	—	26,247	—	104,164	8,304,499	100.00
政府等	42,171	—	—	—	—	42,171	0.51
金融機関	515,150	—	—	—	—	515,150	6.20
商工業	6,859,623	—	22,328	—	104,163	6,986,115	84.13
その他	757,142	—	3,919	—	1	761,063	9.16
合計	62,214,599	493	27,206	626,308	664,062	63,532,671	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

平成22年 3 月31日現在

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

平成22年 9 月30日現在

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) 証券業……………証券業
- (3) リース業……………リース業
- (4) クレジットカード業……………クレジットカード業
- (5) その他事業……………投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

4 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況（株式会社三井住友銀行単体）

株式会社三井住友銀行単体の金融再生法開示債権は、平成22年3月末比581億円減少して1兆426億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が457億円減少して1,786億円、危険債権が214億円減少して6,763億円、要管理債権が90億円増加して1,877億円となりました。

なお、不良債権比率は、平成22年3月末比0.11%低下して1.63%となりました。

(単位:億円)

	平成22年3月末	平成22年9月末	平成22年3月末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,243	1,786	△457
危険債権	6,977	6,763	△214
要管理債権	1,787	1,877	90
合計 ①	11,007	10,426	△581
正常債権	621,160	628,990	7,830
総計 ②	632,167	639,416	7,249
不良債権比率 (=①/②)	1.74%	1.63%	△0.11%
直接減額実施額	4,780	4,770	△10

② 有価証券

有価証券は、国債残高の増加等により、前連結会計年度末比4兆8,117億円増加して、33兆4,357億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
有価証券	286,239	334,357	48,117
国債	167,383	206,185	38,802
地方債	4,226	5,342	1,115
社債	35,483	35,022	△461
株式	29,676	26,995	△2,680
うち時価のあるもの	24,987	22,547	△2,440
その他の証券	49,469	60,811	11,341

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[ご参考] 有価証券等の評価損益（株式会社三井住友銀行単体）

(単位:億円)

	平成22年3月末	平成22年9月末	平成22年3月末比
満期保有目的の債券	579	870	291
子会社・関連会社株式	△134	△315	△180
その他有価証券	5,213	3,127	△2,086
うち株式	3,714	1,376	△2,337
うち債券	1,161	1,182	21
その他の金銭の信託	0	△0	△1
合計	5,658	3,681	△1,977

③ 繰延税金資産

繰延税金資産の計上は、財務の健全性確保の観点から引続き保守的に行っており、残高は、前連結会計年度末比126億円減少して7,159億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
繰延税金資産	7,285	7,159	△126
繰延税金負債	265	244	△20

④ 預金

預金は、国内では増加したものの、円高による海外預金の円換算額の減少を主因に、前連結会計年度末比5,516億円減少して78兆969億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比1兆9,820億円増加して8兆9,777億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
預金	786,485	780,969	△5,516
国内	716,399	718,147	1,747
海外	70,086	62,822	△7,264
譲渡性預金	69,956	89,777	19,820

⑤ 純資産の部

純資産の部合計は、7兆1,986億円となりました。

このうち株主資本は、中間純利益の計上等により、前連結会計年度末比3,374億円増加して4兆9,821億円となりました。内訳は、資本金2兆3,378億円、資本剰余金9,788億円、利益剰余金1兆7,894億円、自己株式△1,240億円となっております。

また、評価・換算差額等合計は、株式相場下落によりその他有価証券評価差額金が減少したこと等により、前連結会計年度末比1,193億円減少して1,873億円となりました。内訳は、その他有価証券評価差額金2,354億円、繰延ヘッジ損益170億円、土地再評価差額金349億円、為替換算調整勘定△1,001億円となっております。

2 キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は△236億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は△3,471億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は△1,304億円となりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は2兆4,046億円となりました。

3 対処すべき課題、研究開発活動

(1) 対処すべき課題

当社グループでは、平成22年度の基本方針を、「変化の先を読み、新たな規制・競争環境においても着実な成長を実現するビジネスモデルへの転換を図ること」、「リスクリターン・コストリターンを重視し、アセットクオリティの改善と経費・クレジットコストのコントロールを徹底すること」とし、引き続き「強靱な資本基盤の確保」と「着実な成長を実現する事業ポートフォリオの構築」に取り組んでまいります。

① 強靱な資本基盤の確保

当社グループでは、昨年度、普通株増資等により、資本基盤を質・量ともに強化いたしました。今後は、保有株式にかかる株価変動リスクの削減等の施策を進めるとともに、着実な成長を実現する事業ポートフォリオの構築を通じて利益を蓄積し、連結Tier I 比率で10%程度以上を継続的に確保することを目指してまいります。

② 着実な成長を実現する事業ポートフォリオの構築

当社グループでは、既存ビジネスの見直しによるボトムライン収益の強化を図るとともに、成長事業領域への重点的な取組みによるリターンの追求を図ってまいります。また、アドバイザリー機能の活用による顧客対応力の更なる強化、業務プロセスの改善による生産性の更なる向上にも取り組んでまいります。

ア 既存ビジネスの見直しによるボトムライン収益の強化

当社グループは、お客さまへの円滑な資金供給が金融機関の社会的責務であるとの認識に立ち、より適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めております。株式会社三井住友銀行では、従来よりお客さまのニーズ・課題を理解し、適切な商品・サービスを提供できるよう、積極的に取り組んでまいりましたが、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等も踏まえ、中小企業及び個人のお客さまからの金融円滑化に対するご相談に対する体制整備を図る等、従来以上にきめ細かく対応しております。

このように円滑な資金供給に取り組みつつ、クレジットコストの抑制・削減に注力し、成長性・収益性のより高いアセットへの入替えによるリターンの改善を通じて、ボトムライン収益の拡大につなげてまいります。

イ 成長事業領域への重点的な取組みによるリターンの追求

(日興コーディアル証券株式会社)

日興コーディアル証券株式会社では、「本邦No. 1であり、グローバルにも競争力を有する、質量ともに充実した総合証券会社」となることを展望し、本年3月、平成24年度までの3年間の中期経営計画を策定いたしました。本年10月には英国SMB C日興キャピタル・マーケット会社を通じ、ロンドンにおいて証券業務を開始するなど、海外を含むホールセールビジネスの体制強化への取組みを順次実施いたしております。引き続き総合証券会社としての体制構築と、株式会社三井住友銀行との協働ビジネスの強化を着実に進めてまいります。なお、日興コーディアル証券株式会社は、平成23年4月に「SMB C日興証券株式会社」へと商号変更いたします。新しい商号への変更により、株式会社三井住友銀行を中心とした当社グループの一員であることを明確化するとともに、内外の当社グループ各社とのシナジーを追求することにより、お客さまにさらに付加価値の高い金融サービスを提供してまいります。

(アジアを軸とした海外業務)

株式会社三井住友銀行は、アジア・大洋州地域では、本年5月、投資銀行部門各部の現地駐在の機能を一部集約した「アジア・プロダクト推進部」を設置いたしました。今後は、豪亜地域において、多様化・高度化するお客さまのニーズに対するより迅速且つ適切なソリューションの提供に取り組んでまいります。また、中国地域では、国内外に跨るお客さまのニーズに、よりきめ細かく対応するため、三井住友銀行(中国)有限公司の日系企業取引にかかる業務の推進企画・管理等の所管を、本年4月、国際統括部より法人部門・企業金融部門の統括部である「法人企業統括部」へと変更し、内外一体となったより円滑なサポートを提供する体制を整えました。更に、本年6月、マレーシアにおける現地法人の設立認可を取得、来年前半の設立に向けて手続きを進めてまいります。これら拠点網の拡充等に加え、国民銀行(韓国)や第一商業銀行(台湾)、ベトナムイグジムバンク(ベトナム)、東亜銀行(香港)、バンク・セントラル・アジア(インドネシア)、コタック・マヒンドラ銀行(インド)等、アジア各国の地場銀行との業務提携を梃子に、より付加価値の高いサービスの提供に努めてまいります。

欧米地域でも、引き続き、プロジェクトファイナンス等、当社グループが強みを持つ特定プロダクツの強化を進めてまいります。また、英国の大手金融機関であるバークレイズ・ピーエルシーとの間では、同社グループの南アフリカの子会社との業務提携を通じ、当地に進出する日系企業等のお客さまに対するサポートを強化してまいります。

また、流動性規制の導入に向けた議論にも配慮しつつ、より安定した外貨運用・調達構造の確保にも取り組んでまいります。

(支払・決済・コンシューマーファイナンス)

クレジットカード事業につきましては、三井住友カード株式会社と株式会社セディナの2社体制を通じ、グループトータルでのスケールメリットを追求するとともに各社の強みを活かしたトップラインシナジーを極大化し、「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体」の実現を目指してまいります。

なお、当社グループでは、株式会社セディナの企業価値向上のための新規事業・システムへの投資や、コスト構造変革を始めとする経営構造変革の一段のスピードアップと確実な実行を図ると

もに、当社グループのクレジットカード事業における中核会社としての位置付けをより一層明確化し、併せて財務基盤の強化を行うため、本年5月に同社が実施した第三者割当増資を、中間持株会社である株式会社SMFGカード&クレジットが全額引き受け、当社の連結子会社といたしました。

コンシューマーファイナンス事業につきましては、グループ各社との戦略的提携を通じて、事業の効率化を進めつつ、変容するコンシューマーファイナンス市場において個人のお客さまの健全な資金ニーズにお応えしてまいります。この戦略の一環として、本年3月には、株式会社三井住友銀行・プロミス株式会社・アットローン株式会社の3社によるカスケード事業の運営体制等を見直し、プロミス株式会社がアットローン株式会社を吸収合併することについて基本合意いたしました。

ウ アドバイザリー機能の活用による顧客対応力の更なる強化

(法人向けソリューションビジネス、投資銀行・信託業務)

法人のお客さまの多様な経営課題に的確に応える、質の高いソリューションの提供にも引き続き積極的に取り組んでまいります。具体的には、株式会社三井住友銀行では、個人・法人・海外といった事業領域に跨る分野を結びつける3つの専門組織である、コーポレート・アドバイザリー本部、プライベート・アドバイザリー本部、グローバル・アドバイザリー部を通じた「V-K-I-P (Value、Knowledge、Information、Profit)」の共有により、法人のお客さまに対するよりきめ細かいサポートや、ソリューション提供力の強化に取り組んでおります。三井住友ファイナンス&リース株式会社では、住友商事株式会社との戦略的共同事業である航空機オペレーティングリース事業や、ユーザー及びサプライヤーの両面からの財務・販売ソリューション提供等を推進するとともに、本年8月にソニー株式会社との間で設立に合意した合弁新会社を通じ、リース・レンタル事業の更なる発展を図ってまいります。また、株式会社日本総合研究所では、本年10月に設置した国際戦略研究所を通じた情報発信の拡充等により、経営革新・IT関連のコンサルティングや戦略的情報システムの企画・構築、内外経済の調査分析・政策提言の発信等の既存業務を強化し、付加価値の高いサービスを提供してまいります。

(個人向け金融コンサルティングビジネス)

当社グループでは、個人総合金融サービスの分野においてリーディングバンクの地位を確立するべく、グループの総合力を活かし、インターネット関連のサービス強化等を通じてお客さまの利便性の更なる向上に努めるとともに、個人のお客さまに対する金融コンサルティングビジネスを一段と高度化し、多様な金融サービスをワンストップで提供する「トータルコンサルティング」の実現を通じ、多様化する個人のお客さまのニーズにお応えしてまいります。具体的には、株式会社三井住友銀行では、本年4月、日興コーディアル証券株式会社を委託金融商品取扱業者とする個人向け金融商品仲介業務を開始、本年6月には日興コーディアル証券株式会社と共同企画した一時払終身保険の取扱いを開始しております。

また、本年6月には、株式会社三井住友銀行・日興コーディアル証券株式会社・バークレイズ・ピーエルシーとの間で、プライベート・バンキングビジネスにおける業務協働を開始することに合意、日興コーディアル証券株式会社に設置しました「SMB Cバークレイズ・ウェルス部」を通じて、株式会社三井住友銀行が紹介したお客さまに対し、バークレイズ・グループの主たるグローバ

ル資産運用部門である「パークレイズ・ウェルス」が有する独自機能とノウハウを活用した「インベストメントソリューション」を提供しております。

更に、本年10月、日興コーディアル証券株式会社は、株式会社三井住友銀行を所属銀行とする銀行代理業を開始、銀行商品・サービスの提供を通じ、お客さまの幅広い金融ニーズにワンストップでお応えしてまいります。

なお、SMB Cフレンド証券株式会社における株式会社三井住友銀行との個人向け銀証協働事業を、平成23年1月に日興コーディアル証券株式会社に統合いたします。SMB Cフレンド証券株式会社では、より多くのお客さまとお取引いただけるよう、商品ラインアップの拡充、及び投資家セミナー等を通じた情報提供手段の多様化を図ってまいります。

エ 業務プロセスの改善による生産性の更なる向上

経費投入につきましては、規模、タイミング、効果等の面から優先順位付けを行い、成長事業領域への傾斜配分を強めるとともに、一層の業務効率化等により、株式会社三井住友銀行単体での経費率を引き続き40%台にコントロールしてまいります。

これらの取組みの前提として、当社グループは、国内外を問わず、引き続き法令等の遵守を徹底し、磐石のコンプライアンス体制を構築してまいります。具体的には、株式会社三井住友銀行では、利用者保護の観点に立った説明体制の更なる充実を図ってまいります。また、利益相反管理への継続的な取組みの推進、反社会的勢力取引排除の一段の徹底、国内外におけるマネーロンダリング防止体制の強化を進めてまいります。

C S・品質管理の向上につきましても、お客さまのご意見・ご要望を経営に活かす体制をより強化してまいります。

なお、当社は、「グローバルプレーヤーとしてのビジネス展開」を従来以上に加速する体制を構築すべく、本年11月にニューヨーク証券取引所へ上場いたしました。当社は、国際財務報告基準(I F R S)に基づく連結財務諸表を米国証券取引委員会に提出しております。

当社グループは、今年度、これらの取組みにおいて着実な成果を示すことにより、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を高めてまいりたいと考えております。

(2) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発活動につきましては、当社では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は109百万円であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,851,389	2,337,895
	うち非累積的永久優先株(注) 1	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	492,070	978,866
	利益剰余金	1,347,826	1,789,404
	自己株式(△)	124,054	124,060
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	50,981	73,613
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△86,132	△100,154
	新株予約権	74	144
	連結子会社の少数株主持分	2,133,861	2,019,459
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	1,730,508	1,595,606
	営業権相当額(△)	172	12,403
	のれん相当額(△)	181,438	350,642
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	43,712
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	40,146	38,902
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	47,143	20,111
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	5,295,152	6,362,168
	繰延税金資産の控除金額(△)(注) 2	—	—
	計 (A)	5,295,152	6,362,168
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注) 3	603,212	434,866
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	307,602	165,137
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	37,183	37,015
	一般貸倒引当金	79,536	89,160
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	2,341,164	2,069,510
	うち永久劣後債務(注) 4	676,165	275,014
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注) 5	1,664,999	1,794,495
	計	2,765,486	2,360,823
	うち自己資本への算入額 (B)	2,765,486	2,360,823

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注) 6 (D)	779,160	451,126
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	7,281,479	8,271,865
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	44,133,383	39,497,737
	オフ・バランス取引等項目	8,037,569	8,048,319
	信用リスク・アセットの額 (F)	52,170,953	47,546,056
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	235,832	650,159
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	18,866	52,012
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	3,016,479	3,416,627
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	241,318	273,330
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を 乗じて得た額 (K)	—	—
	信用リスク・アセット調整額 (L)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (M)	—	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)+(L)+(M)) (N)	55,423,266	51,612,844
連結自己資本比率(第一基準)=E/N×100(%)		13.13%	16.02%
(参考)Tier 1 比率=A/N×100(%)		9.55%	12.32%

- (注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成21年9月30日現在310,203百万円、平成22年9月30日現在210,003百万円であります。
- 2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成21年9月30日現在671,977百万円、平成22年9月30日現在691,508百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成21年9月30日現在1,059,030百万円、平成22年9月30日現在1,272,433百万円であります。
- 3 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
- 5 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当社及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下9件の優先出資証券であります。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	649,141千米ドル	73,576千英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式(注)4と同格	当社優先株式(注)4と同格	当社優先株式(注)4と同格

発行体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited	SMFG Preferred Capital USD 3 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由^{(注)1}」又は「支払不能事由^{(注)2}」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由^{(注)3}」に抵触する場合、又は、当社優先株式^{(注)4}が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由^{(注)1}」又は「支払不能事由^{(注)2}」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由^{(注)3}」に抵触する場合、又は、当社優先株式^{(注)4}が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由^{(注)1}」又は「支払不能事由^{(注)2}」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由^{(注)3}」に抵触する場合、又は、当社優先株式^{(注)4}が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格

発行体	SMFG Preferred Capital JPY 2 Limited		SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited	
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券		配当非累積的永久優先出資証券	
償還期限	定めず		定めず	
任意償還	Series A	平成31年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series A	平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
	Series B	平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series B	平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
	Series C	平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series C	平成27年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
	Series D	平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series D	平成27年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
	Series E	平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)		
	Series F	平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)		
	Series G	平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)		
発行総額	698,900百万円		388,000百万円	
	Series A	113,000百万円	Series A	99,000百万円
	Series B	140,000百万円	Series B	164,500百万円
	Series C	140,000百万円	Series C	79,500百万円
	Series D	145,200百万円	Series D	45,000百万円
	Series E	33,000百万円		
	Series F	2,000百万円		
	Series G	125,700百万円		
払込日	Series A、B、C及びD	平成20年12月18日	Series A、B及びC	平成21年9月28日
	Series E、F及びG	平成21年1月22日	Series D	平成21年10月15日
配当率	Series A	固定(ただし、平成31年1月の配当 支払日以降は、変動配当率が適用 されるとともにステップ・アップ 金利が付される)	Series A	固定(ただし、平成32年1月の配当 支払日以降は、変動配当率が適用 されるとともにステップ・アップ 金利が付される)
	Series B	固定(ただし、平成31年7月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)	Series B	固定(ただし、平成32年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)
	Series C	固定(ただし、平成28年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)	Series C	固定(ただし、平成27年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)
	Series D	固定(ただし、平成26年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)	Series D	固定(ただし、平成27年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)
	Series E	固定(ただし、平成31年7月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)		
	Series F	固定(ただし、平成28年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)		
	Series G	固定(ただし、平成26年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)		
配当日	毎年1月25日及び7月25日		毎年1月25日及び7月25日	
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由^(注)1)」又は「支払不能事由^(注)2)」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由^(注)3)」に抵触する場合、又は、当社優先株式^(注)4)が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。		強制配当停止事由 ①当社に「清算事由^(注)1)」又は「支払不能事由^(注)2)」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由^(注)3)」に抵触する場合、又は、当社優先株式^(注)4)が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	
配当制限	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。		当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	
分配可能額制限	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。		「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。	

強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^{(注)4} と同等	当社優先株式 ^{(注)4} と同等

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし、平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ペーシス・ポイントの ステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株 式 ^{(注)1} に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書 ^{(注)2} を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5 営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止 する旨の監督期間配当指示 ^{(注)4} を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン 銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^{(注)5} を交付している 場合。 (5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^{(注)4} 若しくは配当減額指示 ^{(注)7} がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に関する配当に関し て、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事 業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款 に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西 アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる株式会 社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分し た金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発 行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことが できない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能 額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取 締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式 に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で株式会社関西アーバン 銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及び その他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされ た配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式 ^{(注)8} (もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事 業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の 金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額 (x) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う 旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有 者に対して支払う旨宣言された配当の金額

強制配当	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示^{(注)5}又は配当減額指示^{(注)7}がなされているかどうかには関わりなく実施される。 (1) 支払不能証明書^{(注)2}が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来する場合には、監督期間配当指示^{(注)4}に服すること (4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間^{(注)6}中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が株式会社関西アーバン銀行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において、日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。))。

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。))又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。))。

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。))。